

2022年04月5日号

両立支援等助成金（出生時両立支援コース、育児休業等支援コース）
が令和4年度から変わります

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.9

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の守田でございます。

本日は、両立支援助成金(子育てパパ支援助成金)についてご紹介します。

「両立支援助成金」とは、職業生活と家庭生活が両立できる環境作りを行う事業主を支援する制度です。育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年度から出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の変更が行われました。但し、令和4年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、今後変更される可能性があることにご注意ください。

「両立支援助成金（子育てパパ支援助成金）」

I・男性労働者が育児休業を取得した場合（第1種）

男性労働者がこの出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成が見直されました。

【主な要件】

- ・育児介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- ・男性労働者が、子の出生8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を開始すること。
 - ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。

※育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣を含む）した場合、加算して支給（代替要員加算）されます。

【対象】：中小企業のみ

【助成額】：20万円（1事業主一回限り）

※代替要員加算：20万円（代替要員が3人以上の場合45万円）

II. 男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合（新設）

【主な要件】

- ・第1種の支給を受けていること。
- ・育児介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ・男性労働者の育児休業取得率が、第一種の支給を受けてから3事業年度以内30%以上上昇している

こと。

・育児休業取得した男性労働者が第1種の申請に係る者の他に2名以上いること。

【対象】:中小企業のみ

【助成額】:育児休業取得率が30%以上上昇したのが第1種の支給を受けてから1年以内60万円(75万円)、2年以内40万円(65万円)、3年以内20万円(35万円)。

※()内は生産性要件を満たした場合の支給額です。

Ⅲ. 男性労働者が育児目的休暇を取得した場合

育児目的休暇を取得した場合に対する助成は廃止されます。

詳しい内容は[コチラ](#)をご覧ください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
